

2011年1月17日

砂辺光久選手セコンド  
石井大輔 殿

2010年12月5日ディファ有明大会  
第7試合 フライ級キング・オブ・パンクラス タイトルマッチ  
清水清隆対砂辺光久戦の結果に対する提訴について（回答）

キング・オブ・パンクラス実行委員会  
コミッショナー 廣瀬隆司

標記試合について、砂辺光久選手のセコンド・石井大輔氏から提出された異議申立ての主張は次のとおりである。

1. 事実誤認の確認 当日の試合においては、砂辺選手の右目の負傷が、正当な攻撃に由来する負傷（グローブのエッジ部分による眼球内裂傷）と判断されたが、石井氏は、清水選手の左手の指が砂辺選手の目を突いていたと主張する。
2. 1を踏まえたうえでの再判定を求める。
3. 3か月以内の再戦を要望する。

上記の主張について、キング・オブ・パンクラス実行委員会並びにパンクラス審判団において協議した結果、下記のとおり裁定し、これをもって当該提訴に対する回答とする。

記

1. 結 論

- (1) 石井氏が主張する事実を認める。
- (2) 再判定は行わず、判定結果を変更しない
- (3) 株式会社パンクラスに対し、再戦の早期実現に向けて尽力するよう勧告する。

2. 理 由

(1) 事 実

①試合時の審判員の判断

第3ラウンド（最終ラウンド）開始4分頃、両者スタンドの攻防において、砂辺選手が右のパンチを出そうとしたところ、それに合わせるように清水選手が左手を砂辺選手の顔面に伸ばした。直後、砂辺選手が横を向き、右目を押さえて、メインレフェリーに右眼球の異状をアピールした。

メインレフェリーは、試合を一時停止し、サブレフェリーとジャッジをリング上に召集したうえで事実を確認したが、いずれの審判員も清水選手による反則行為（サミング：第21条第11項に該当する行為）を現認することができなかった（なお、リングドクターによる現場での所見は「眼球内裂傷」であった）。

審判団の協議の結果、現場での状況から、グローブのエッジ部分による負傷と推

量し、その後、砂辺選手の回復を待ち、残り時間 1 分から試合を再開したものである。

## ②映像の検証

複数の審判員により映像を検証したところ、次の事実を確認した。

- i) 砂辺選手が右パンチを出そうとした際に、清水選手が掌を開けた状態で左手を砂辺選手の顔に伸ばしている。
- ii) 清水選手の左手の内側（親指側）が砂辺選手の右目に当たっている。
- iii) 清水選手は ii の状態から、砂辺選手の顔の右側に左手を振り抜いている。

上の映像の検証から、清水選手の行為が第 21 条第 11 項の反則行為に該当し、それによって砂辺選手が右眼球を負傷した事実が認められる。

## ③審判員の現場での判断の適否

映像の検証により前項の事実が確認できたが、当日、4 人の審判員がいずれも反則行為を現認できなかったことについては（ちなみに、試合を担当していなかった他の審判員やリングサイドの役員も現認できなかった）、そのことをもって直ちに試合状況を注視する義務に違反していたとは言えない。「確認できない事実」について「反則」の規定を適用することはできないのであるから、現場の状況から事実を推量したうえでルールを適用した判断には著しい過誤があったとすることはできない。

## (2) 再判定（判定の変更）について

各審判員の判定は、千葉審判員 27-29（砂辺選手の勝ち）、小菅審判員 29-28（清水選手の勝ち）、和田審判員 29-29（引き分け）で、結果は 1-1 の引き分けであった。

パンクラスにおいては、その場、その時に下された試合判定については、原則として変更しない。当該試合についても、「引き分け」という結果に著しい偏向があったとは認められないから、遡及的に判定をやり直さない。

しかしながら、①反則の事実が現場で確認できていた場合には、反則の減点等により判定の結果が変わっていた可能性を否定できないこと、また、②眼球内裂傷の負傷について、それを正当な攻撃によるダメージと見なすのか、またはアクシデントによる負傷として判断するのかについて、審判団内でルールの解釈が一致していなかった可能性もうかがわれることから、審判部長に対しては、各審判員の審判技術並びにルール解釈力の向上を求めるところである。

## (3) 再戦の実現について

今回の石井氏の主張の内容は、全体的に首肯できるものである。

当実行委員会としては、前述の検証内容に鑑み、清水・砂辺両選手のコンディションが整い次第、再戦が実施されることを望むところである。

株式会社パンクラスに対しては、早期の再戦が実現すべく最善を尽くすよう勧告する。

以上